

暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する
規則第5条第7項に基づく判断についての不服申立てに関する規則

(2022年12月26日制定)

(目的)

第1条 本規則は、暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第7項に基づく判断についての不服申立てに関する規則に基づく判断についての不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)判断 暗号資産の取扱いに関する規則第5条第6項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第6項に定義される判断をいう。

(2)不服の申立て 暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第7項に規定する不服の申立てをいう。

(不服の申立て)

第3条 不服の申立ては、不服の申立てを行う会員(以下「申立会員」という。)が、次に掲げる事項を記載した書面(以下「不服申立書」という。)を不服審査会に提出することにより行わなければならない。

- (1)申立会員の商号及び所在地
- (2)判断の内容及び年月日
- (3)判断結果の通知を受領した年月日
- (4)判断に対する不服の趣旨及び理由
- (5)不服の申立ての年月日

- 2 不服申立書には、判断結果の通知の写しを添付しなければならない。
- 3 不服申立書には、第1項第4号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。
- 4 不服の申立ては、協会による当該申立てに係る判断の効力を妨げない。

(不服審査)

第4条 不服審査会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査(以下「不服審査」という。)し、その結果を申立会員に通知する。

- 2 申立会員は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第5条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1)申立会員の商号及び所在地

(2)不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

(3)不服審査に係る判断について再判断を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

(1)申立会員の商号及び所在地

(2)不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前 2 項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

(再判断)

第 6 条 第 4 条第 1 項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、協会は、当該不服の申立てに係る判断について改めて判断(以下「再判断」という。)を行い、その結果を申立会員に通知する。

2 再判断の結果、不服の申立てに係る判断が不相当であると認められた場合、協会は、当該判断を変更し又は取り消す。

3 協会は、再判断において、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項もしくはデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 6 項の手続を行うものとする。

4 申立会員は、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項もしくはデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 6 項の手続を経た再判断の結果について、不服を申し立てることができない。

(再判断の結果通知)

第 7 条 第 6 条第 1 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

(1)申立会員の商号及び所在地

(2)再判断の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項もしくはデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 6 項の手続を経た再判断の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。

附則 (2022 年 12 月 26 日決議)

この規則は、2022 年 12 月 28 日から施行する。